

令和7年度愛媛県地域協働推進及びNPO法人育成支援事業委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度愛媛県地域協働推進及びNPO法人育成支援事業委託業務

2 目的

人口減少や高齢化の進行等により地域コミュニティの衰退が危惧される中、多様化や複雑化が進む県民ニーズに的確に対応するためには、県民・NPO・事業者・行政など各主体が連携・協働して地域課題の解決に取り組むことが不可欠となっているが、その活動主体の弱体化が懸念されている。このため、県では、保健福祉や子どもの健全育成、防災、環境など様々な分野で活動し、地域課題解決の担い手であるNPO法人等の育成支援等に取り組んでいる。

本事業では、協働意識の醸成や協働活動の促進、各主体の顔の見える関係づくりに資するセミナーを通して、地域協働ネットワークを構築するとともに、協働による地域社会づくりを担うNPO法人等の育成支援を図ることを目的とする。

3 委託上限額

1,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

地域協働推進事業	1,200,000 円
NPO法人育成支援事業	300,000 円

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日までとする。

5 業務の内容

（1）講演会、活動報告会及び交流会の開催

【地域協働推進事業】

- ・地域協働ネットワーク構築に向けた講演会の開催

【NPO法人育成支援事業】

- ・「あったか愛媛NPO応援基金」助成団体による活動報告会の開催
- ・NPO法人等交流会の開催

※上記講演会、活動報告会及び交流会（以下、「セミナー」という）を連携して実施することにより、効果的な事業目的の達成を図ること。

（2）セミナー概要

①開催時期：令和7年12月頃（県と協議のうえ決定）

②開催場所：愛媛県内

③開催形式：集合形式（オンライン併用）

※交流会は会場のみで実施

④受講対象：NPO法人等地域活動団体、中間支援組織、事業者、市町、県民等

⑤受講者数：60～80名程度

⑥当日次第（案）

- ・参加者受付
- ・開会
- ・開会挨拶：愛媛県
- ・第1部：協働による地域づくりに関する講演
（質疑応答を含め60分程度）
- ・第2部：令和6年度あったか愛媛NPO応援基金助成団体の活動報告
（質疑応答を含め30分程度）
- ・第3部：参加者交流会（40分程度）
- ・閉会

（3）委託業務の内容について

①セミナーの運営

- ア セミナー開催に必要な会場借上げ、会場設営、講師の手配、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。
- イ 当日配布する講義資料等の作成・印刷を行うこと。
- ウ 委託料には、会場使用に係る経費、講師謝金及び旅費、必要とする資機材、資料等印刷費等のセミナー運営に係る一切の経費を含むこと。

②講師の選定、調整等

ア 第1部：協働による地域づくりに関する講演

- ・講演のテーマは、「地域が一体となって取り組む子育て支援」又は「障がいのある人が活躍できる地域社会づくり」とし、多様な主体の協働による地域づくりの県外先進事例の発表とすること。

（参考：県内NPO法人の最重点活動上位3分野）

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. まちづくりの推進を図る活動
3. 子どもの健全育成を図る活動

※令和5年度県内NPO法人アンケート調査（回答：209法人）より

- ・協働・連携の進め方や、協働による相乗効果等を紹介するなど、参加者の地域づくりにおける「協働意識の醸成」及び「協働活動の促進」につながる内容とすること。
- ・講師の選定にあたっては、県外において、上記テーマに関する先進的な活動を行っている者とする。

(講師の例)

子育て支援：子育て支援に取り組むNPO法人、事業者等

障がい者支援：障がい者の支援に取り組むNPO法人、事業者、就労支援機関等

イ 第2部：令和6年度あったか愛媛NPO応援基金助成団体の活動報告
※参考：令和6年度助成団体（22団体）は別紙のとおり。

- ・発表団体の選定（2団体）については県が行う（団体の選定については企画提案に含めない。）こととし、県の選定後、団体への出演交渉や連絡調整等の業務を行うこと。
- ・令和6年度助成事業の成果報告を中心に、各団体が他の主体と協働して地域の課題解決に取り組む活動について発表を行うこと。

ウ 第3部：参加者交流会

- ・参加者が円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、サポート役としてNPO法人等を支援する県内中間支援組織で活動する者を1名以上配置すること。
- ・参加団体の活動内容や強み、解決したい課題等を共有する機会を設けること。その実施方法等について、企画提案内容に含めること。
- ・アイスブレイクや参加者間で会話する時間を設ける等、双方向のコミュニケーションを図る企画にすること。
- ・東予地域、中予地域、南予地域で活動する団体が圏域をまたいだ交流できるよう、グループ分け等を行うこと。

③参加者の募集等

ア セミナー参加者募集に係る広報・周知方法を提案すること。

- ・会場に集合形式で実施する第3部参加者交流会の参加者確保に向けて、効果的な広報を行うこと。

イ 参加者の募集、受付、決定及び連絡を行うこと。

④アンケートの実施

セミナー終了後、本事業の効果を検証するため、アンケート等を実施すること。なお、アンケートの内容については、県と協議のうえ決定すること。

⑤広報・啓発の実施

- ・セミナー当日の内容等を新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・地域情報誌等を活用し、広報・啓発を行うこと。
- ・県ホームページ等に掲載できるセミナー概要（データ又はアーカイブ動画等）を提出すること。

⑥その他、事業目的を達成するために効果的な業務については、提案を妨げない。

6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と十分な協議を重ねながら実施し、進捗状況を適宜報告すること。
- (2) 受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- (4) 本業務により作成された成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、原則として、県に帰属する。
- (5) 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (6) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (9) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。